

令和2年度 業務委託に係る入札・契約制度の改正について（4月・7月実施）

業務委託に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 土木関係コンサルタント業務等における最低制限価格の算定方法について

■ 価格の算定方法

令和2年4月1日より、土木関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント業務の入札案件のうち、一定の条件を満たすものについては、次の算定式に基づき最低制限価格（税抜き）を算定することとします。

1. 土木関係コンサルタント

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.48

2. 測量業務

直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.48

3. 地質調査業務

直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.48

4. 建築関係コンサルタント

直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6

5. 補償関係コンサルタント

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.45

※ 算出された額から100円未満を切捨てとします。

※ 予定価格（税抜き）×0.9（100円未満切捨て）を上限とし、予定価格（税抜き）×0.7（100円未満切上げ）を下限とします。

※ この算定式を採用した場合は、入札通知書又は競争参加資格確認通知書の最低制限価格欄に「有（算定式）」と記載します。

2. 予定価格事前公表の見直し

■ 事前公表の廃止

業務委託の入札においては、予定価格の事前公表と非公表を併用していますが、くじ引きによる落札決定が多発している等の理由により、令和2年7月1日以降、原則として予定価格の事前公表を廃止します（業務ごとの事由により、事前公表を行う必要がある場合を除く。）。